

〈論文〉

まちづくりにおけるクラウドファンディングの可能性と課題 —民間都市開発推進機構の活用支援制度に着目して—

畠 山 直

1. はじめに

2. クラウドファンディングの概要

- (1) わが国におけるクラウドファンディング市場の発展過程と概況
- (2) クラウドファンディングの類型と仕組み

3. クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援制度

- (1) クラウドファンディングの普及をめぐる国の政策展開
- (2) ふるさと投資について
- (3) 制度概要とこれまでの実施事業について
- (4) 熊本県上天草市の取り組み

4. 結びに

1. はじめに

近年、インターネットを介して個人等から資金調達を行う手法、いわゆるクラウドファンディング（以下 CF と表記）の利用が急速に拡大している。わが国で CF の活用が活発化することとなったのは 2010 年代以降であるが、その取扱額は年々拡大し、いまや年間の新規プロジェクト支援額で 477.8 億円もの市場規模となっている（2016 年度推計額）⁽¹⁾。

こうしたなか、この CF の仕組みを活用した国のもちづくり支援制度として、2015 年に「クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援業務制度」（CF 活用型ファンド制度）が創設された。これは、国・地方自治体それぞれの財政状況が厳しくなるなか、CF に

(1) 矢野経済研究所『国内クラウドファンディング市場の調査を実施 [2016 年] - 国内クラウドファンディングの市場規模は拡大基調（プレスリリース）』2016 年、2 ページ。

よって調達した民間資金をまちづくりに用いることなどを目的として導入されたものである。

なお、同制度は、国土交通省系の民間都市開発推進機構による所管制度であるため、事業の立ち上げにかかる一部のソフト的な活動を除いては、主としてハード分野のみを支援対象として想定した内容となっている。とはいえ、現在各地で行われる中心市街地活性化などのまちづくりの取り組みの多くは流通政策の流れをくむものであるため、こうしたCFを通じた小口資金の調達というまちづくりの原資を確保するための新たな仕組みが整備されたことは、流通研究の立場からみても期待できる政策対応であると考える。また、このようなCFの仕組みを活用した支援制度によって民間資金の流入が促されること、なにより地域商業の活性化の側面において少ながらぬ効果が見込まれるものといえる。

以上の考えに基づき、本研究では、このCF活用支援制度に主として焦点をあて、その制度内容や実施事例等について検証する。加えて、同制度に基づく小規模地方自治体での新たな取り組み事例に注目し、その考察をとおして今後のCF活用支援制度のあり方などについて検討する。

本稿の次章以降の構成は次のとおりに示される。第2章では、日本におけるCF市場の発展プロセスを概観するとともに、わが国で主に活用されるCFのタイプについて分類する。続く第3章では、CFの活用促進やそのまちづくりへの応用を目的としてこれまでに行われた政府レベルでの政策展開について、CF活用型ファンド制度の整備にいたるまでの経緯を中心に整理した上で、同制度のスキームやその採択事例等を検証する。あわせて、小規模地方自治体におけるこの制度に基づく新たな取り組みとして熊本県上天草市の事例を取り上げる。最後に第4章では、まちづくりにおけるCFの有効性に関する考え方をまとめつつ、ソフト分野へのCF活用支援制度の拡充の必要性等について言及する。

2. クラウドファンディングの概要

クラウドファンディング（CF）とは、群衆（Crowd）と資金調達（Funding）を合わせた造語であり、周知のとおり、近年各国で急速に活用が広がりつつある新しい資金調達手法である。より具体的にいえば、CFとはインターネットを通じて事業資金の調達を図りたい資金調達者と、これに応じて支援を行う資金提供者、そしてその両者を仲立ちするインターネット上で資金調達者と資金提供者を引き合わせるWebサイト（プラットフォーム）を運営する仲介事業者の3者が介在する仕組みを指す。⁽²⁾

なお、不特定多数の人々から広く資金調達を図り事業を実施する仕組み自体は、わが国に

(2) 中谷雅子「まちづくりのためのクラウドファンディングの分類論（抄）」『創造都市研究e』2017年、第12巻、第1号、58ページ。なお、中谷はこの3者に資金提供を呼びかけるファンドレイザーを加えた4者のケースがあることも付言している。

おいても 12 世紀末に東大寺の復興を「勧進」によって成し遂げた逸話などが残るように古くから存在するものである。しかし、今日的な CF がこうした伝統的な寄付行為と明確に区別されるものであることはいうまでもない。

現代の CF は、インターネットの利用環境の進化（通信技術の革新、PC・スマートフォン等の浸透）によってネット上で個人が様々な知識や情報にアクセスすることが容易になったことや、SNS の普及により Web 上での個人のプロフィールや属性の開示など「顔の見える」コミュニケーションが定着したことなどを背景として台頭したものである。⁽³⁾

この CF については世界的にもまだ明確な定義づけはなされていないが、本稿においては、2015 年に内閣府のふるさと投資連絡会議が日本における普及の実態と照らしながら示した見解に沿い、「個人や企業、その他の機関がインターネットを介して、寄付、購入、投資などの形態で、個人から少額の資金を調達する仕組み」としてこれを定義する。

こうした前提の下、本章では、日本における CF の成り立ちと活用状況（第 1 節）、そしてその類型と仕組み（第 2 節）について、主として内閣府ふるさと投資連絡会議 [2015]、および中谷 [2017] による議論を引きながら概観する。

（1）わが国におけるクラウドファンディング市場の発展過程と概況

ここでははじめに、急成長を続ける日本の CF 市場の発展プロセスと現在の市場概況について簡単に整理することとする。

まず、1990 年代以降インターネットの普及が進む時代のなか誕生したわが国初の CF は、ミュージックセキュリティーズ株式会社（MS 社）が 2000 年に開始したミュージシャンの CD 制作などの音楽活動を支援するファンドであったとされる。同社はこの音楽ファンドを立ち上げた後、2006 年頃に匿名組合方式を用いた投資型 CF のプラットフォームを導入し、飲食店や酒造メーカー等を支援対象とするファンド組成の取り組みへと事業を拡大した。⁽⁴⁾

これに続いたのは、融資型（貸付型）CF の「maneo」（2008 年）、寄付型 CF の「Just Giving Japan（現 JAPANGIVING）」（2010 年）などの参入であった。⁽⁵⁾ ただし、この頃は国

（3）わが国における CF 市場のその他の形成要因のひとつとして、深尾 [2017] は、各地の信用金庫の預貸率が 2015 年までの 15 年間で 20% 以上減少するとともに、その資金が国債等の購入にシフトしたことによって地域の資金が域外に流出するなか、都市部から地方へ資金を戻すための方策が模索されていたことを指摘している。深尾昌峰「クラウドファンディングが拓く地域づくりの新しい形」『地域開発』第 608 号、2015 年、2 ページ。

（4）内閣府ふるさと投資連絡会議「『ふるさと投資』の手引き」2015 年、12～13 ページ（内閣府地方創生推進事務局ウェブサイト http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/furusato/kaigi/tebiki_honppen.pdf より 2017 年 7 月 20 日ダウンロード）。

内のCF市場への参入業者数はさほど多くはなく、クラウドファンディングという言葉もまだ用いられていなかった。いうなれば、この時期は日本におけるCFの黎明期であった。

こうした状況を一変させ、わが国のCF市場を一挙に拡大させる契機となったのは2011年の東日本大震災であった。すなわち、この震災後にMS社が被災地支援を目的に半分寄付、半分投資という仕組みの「セキュリテ被災地応援ファンド」を立ち上げ、1口1万円で10億円以上の資金集めに成功した例が世間の大きな注目を集めこととなったが、このモデルがその後CF市場に数多くの新規参入者を呼ぶ端緒となったのである。これを受け、東京大学発ベンチャーの「READY FOR」（2011年）や「CAMPFIRE」（2011年）、都道府県別のエリアオーナー（運営者）に権限移譲する仕組みを採用した「FAAVO」（2012年）などの購入型CFの大手プラットフォームが次々と誕生していった。⁽⁶⁾

そして、これ以降もCFを取り扱う国内の事業者数は年々増加を続け、その数はいまや140社に達する規模となった（2016年6月時点）。⁽⁷⁾

このように、とりわけ2011年以降において活況を呈することとなった日本のCF市場であるが、2016年8月に矢野経済研究所が発表した調査資料によると、近年の日本国内のCFによる新規プロジェクト支援額の推移として、2012年度は71.6億円であったのが年ごとに拡大し、2015年度においては363.3億円にまで増加したことが報告されている。さらには、既述のとおり2016年度の着地見込み額についても477.8億円とさらなる上昇が予想されており、こうしたCF市場の拡大基調は今後もさらに続く見通しが示されている。

（2）クラウドファンディングの類型と仕組み

CFによる資金調達をめぐっては、次の2種類の方式がある。ひとつは、当該事業について資金調達者が調達目標金額と募集期限を設定した上で、その期限までに目標額に達した場合のみ資金を受け取ることができ、逆に達しなかった場合は受け取ることができない「All or nothing」式で、いまひとつは、目標額に達しなかったケースであっても集まった資金の全額を受け取ることができる「All in」式（またはAll式）と呼ばれるものである。⁽⁸⁾

その上で、CFは資金調達者から資金提供者へのリターンの形態ややり取りされる資金の性格、契約形態などによっていくつかのパターンに分類される。

その分類については、例えば2013年の金融審議会の報告書では「寄付型」「購入型」「投資

(5) 内閣府ふるさと投資連絡会議、同上書、13ページ。

(6) 同上書、13ページ。

(7) 矢野経済研究所、前掲書、2ページ。

(8) 中谷雅子、前掲書、58ページ。

図表1 クラウドファンディングの分類

分類	寄付型	購入型	貸付（融資）型	投資型（ファンド形態）	投資型（株式持続）
概要	資金提供者が調達者に寄付	民法上の売買契約に基づき、資金提供者が資金調達者に資金提供し、物やサービスを受け取る	貸金業法上の契約に基づき、資金提供者が資金調達者に対して融資し、元本と利子の返済を受ける	資金提供者が資金調達者と匿名組合出資契約などを締結して資金を提供し、分配等を受ける	資金提供者が資金調達者に株式等による出資により資金を提供し、配当等を受ける
対価	なし	商品・サービス	配当金	分配金 (+商品・サービス)	配当金 (+商品・サービス)
契約形態	贈与	売買	金銭消費貸借	匿名組合出資	株式出資
国内の代表的な仲介事業者、サイト等	JAPANGIVING	READY FOR, CAMPFIRE MAKUAKE, FAAVO	maneo, crowd bank	セキュリテ	FUNDINNO
仲介事業者の免許の有無	なし	なし	貸金業法	金融商品取引法 (第2種金融商品取引業者)	金融商品取引法 (第2種金融商品取引業者)

(出所) 内閣府ふるさと投資連絡会議「ふるさと投資」の手引き（2015年5月）、および古里圭史「クラウドファンディングによる地方創生」(2016年6月)を基に筆者作成。

型（ファンド形態）」「投資型（株式形態）」の4つが想定⁽⁹⁾されており、その一方で3類型⁽¹⁰⁾や5類型を示す見解があるなど、これまで必ずしも統一されたパターンがあるわけではないが、ここでは2015年の内閣府のふるさと投資連絡会議の資料で提示されている5つの類型、すなわち「寄付型」「購入型」「貸付型（融資型）」、そして「投資型」の「ファンド形態」と「株式形態」に分けながら（図表1）、それぞれの仕組みを以下に整理することとする。

まず、第1の「寄付型」とは、その名が示すとおり支援者（資金提供者）に対して見返りがない純粋な寄付を仲介するCFである。そのため、活用パターンとしてはNGOやNPOなど社会的活動に取り組む団体へのサポートが代表的なものであり、特に有名人・著名人による慈善団体等への支援が多いことが他のタイプと比べて特徴的とされる。⁽¹¹⁾なお、この型の資金調達方式では、目標金額に到達しない場合でも提供された資金のすべてを受け取ることができるAll in式が活用されるケースが大多数である。

第2の「購入型」とは、資金調達者がプロジェクトの実行後に資金提供者に対して物やサービス等（リワード）を供与する形態である。このタイプにおける資金調達者は、個人やNPO法人、一般企業など多様であるが、地域問題に取り組む地方の団体や民間組織等が地元の产品などを資金提供者へのリワードに設定して用いるケースが多くみられる。また、この購入型CFでは、まずプロジェクトに必要な資金の事前調達を図り、その成功を踏まえて次

(9) 金融審議会『新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告』2013年、2ページ。クラウドファンディングの類型について、同書では「寄付型」「購入型」「投資型（ファンド形態）」「投資型（株式形態）」の4つが示されている。

(10) 例えば、都市計画協会『クラウドファンディングを活用したまちづくり入門』2015年、4ページなど。ここでは、クラウドファンディングの類型として、同書では「寄付型」「購入型」「投資型（ファンド形態）」の3種類が示されている。

(11) 宮本聰「共感寄付で地域への息吹をどうおこしていくか」『地域開発』第608号、2015年、14ページ。

に当該プロジェクトの実施という2段構えで行われるものが多く、そうしたことからその資金調達においてはAll or nothing式が活用されるケースがほとんどである。

そのため、民間企業等がニッチな商品やサービス等のテストマーケティングとしてこのタイプのCFを用いる例がこれまでに少なからず現れている。それは「購入型+All or nothing」の方式に基づき、当該事業者が自社で開発する新規商品等を資金提供者へのリワード（事業化後に供与）に設定してCFを実施する例を挙げると、資金調達に成功した場合であれば、事業者はその開発費や仕入費等を先行して調達できると同時に、資金提供者が当該商品の予約客となり受注生産と同様の事業活動ができる。一方CFが不成立となった場合であっても、資金調達者はその結果によって当該商品が市場に受け入れられない可能性が高いことを事前に把握することができ、ひいては実際に事業化した場合のリスクを未然に回避することができるという利点があるためである。⁽¹²⁾

第3の「貸付型（融資型）」は、クラウドファンディングという用語が定着する以前からソーシャルレンディングサイトとして運営されていたもの（既出のmaneoなど）、インターネットを通じて個人投資家から小口資金を集め、資金調達を希望する事業者に対して貸付を行うものである。ただし、この型については、後述するようにわが国のCFにおける類型別構成比でトップシェアを占め、最も活用が多いタイプではあるものの、単なるインターネットの告知による金貸しにすぎないという見方もある。⁽¹³⁾

第4の「投資型（ファンド形態）」は、資金提供者がファンドに投資することによって資金調達者を支援し、その対価として分配金を受け取る形態のCFである。なお、現在のわが国におけるファンド形態の投資型CF市場は、先行企業であるMS社による独占に近い状態となっている。そうしたことから、ここではその仕組みの概略について同社のケースに即して説明する。

はじめに資金提供者（投資家）は仲介事業者を介して資金調達者（事業者）との間で匿名組合契約を締結する。そこでは資金調達者が営業者、資金提供者が匿名組合員となる。そして事業者は出資金を基に事業を行い、契約時に定められた計算式に従って事業からの収益に応じた分配金の支払いを一定期間（概ね数年間）投資家に対して行う。⁽¹⁴⁾

なお、この分配金の計算式においてはリクーブ（回収）という考え方方が採用されている。これについては、中谷〔2017〕による議論を引用しながら整理すると以下のように示される。

(12) 中谷雅子、前掲書、62ページ。

(13) 同上書、60および63ページ。

(14) 杉本健「地域のやる気を引き出すクラウドファンディング」『地域開発』第608号、2015年、9ページ。

まず、投資型（ファンド形態）CFの仕組みを事業家からみると、売上が少なく事業が不調のときには投資家に返さなくてよいのが一般的の金融機関からの貸付に比べた場合大きなメリットとなる。しかし、仲介事業者の立場としてはあくまでも投資家への義理を果たすことを重視する。そのため分配比率（リクーブ率）はブレークイーブンポイント（＝リクーブ）までには高く設定し、とにかく返済することを促す。一方で、リクーブを超えたたら投資家への義務を果たしたことになるので、その後は事業家に有利になるように分配比率は低く設定される、というものである。

また、このファンド形態の投資型CFについては、こうした分配金の計算や出納指示等を代行する仲介事業者を含めた3者の関係が長期にわたって続くことになる⁽¹⁵⁾。別言すれば、資金提供者は資金調達者の事業リスクを長期的に負うことになる。そのためファンド形態の投資型CFは金融商品取引法（金商法）の規制対象となっており、仲介事業者は同法に基づく第2種金融商品取引業者として内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

第5の「投資型（株式形態）」は、未公開株を個人がインターネット上で少額取引に限って購入できるもので、2015年の金商法改正ならびに同法改正に基づく日本証券業協会の自主規制規則の改正によって解禁された比較的新しいタイプのCFである。ただし、このタイプは金融商品としての解禁から日が浅いため、現時点では株式会社日本クラウドキャピタルが運営する「FUNDINNO」（2017年4月）、およびDANベンチャーキャピタル株式会社による「Go Angel」（同年9月）のみの参入にとどまっている（2017年11月23日現在）。⁽¹⁶⁾

以上、ここではCFの仕組みについて5つの類型別に確認した。なお、直近の2016年度におけるわが国の類型別のCF活用状況について、矢野経済研究所による同年8月の調査データを再び引くと、貸付型（融資型）が前年度比25.5%増の404億円、購入型が同81.3%増の58億円、投資型（ファンド形態）が同66.7%増の10億円、そして寄付型が同300.0%増の4億円となっており、いずれのタイプのCFについても支援額が前年度より大幅に拡大する見通しが示されている。

このようにCF市場が拡大基調を続けていることの要因としては、CFに対する認知度の高まりを背景として、訴求力が大きく共感性の高いプロジェクトが年々増えていることが挙げられよう。最近では2017年7～8月に実施された大分県別府市の「湯～園地」（ゆ～えんち）のプロジェクトがCF（購入型）や一般的の寄付などによって約8,200万円の資金調達に成功した⁽¹⁷⁾ことが大きな話題を呼んだが、これはその最たる例のひとつといえるだろう。

(15) 同上書、9ページ。

(16) 日本証券業協会ウェブサイト <http://market.jsda.or.jp/shiraberu/kabucrowdfunding/toriatsukai/index.html#toriatsukai> より（2017年11月23日閲覧）。

なお、CFのこうした側面は、CFというものが創意工夫次第で不特定多数の資金提供者に対して共感を喚起し、その結果として多額の資金調達を可能にする仕組みであることを示すものであるが、この点は企業レベルでの取り組みだけでなく、地域が自らのまちづくりに必要な原資の獲得を図る上でも重要なポイントとなることはいうまでもない。

そして、このような地域活性化におけるCFの有効性については、国・自治体それぞれの財政状況が深刻化の様相を増しつつあるなか、政策サイドでも強く認識されるところとなり、それによって近年は国、都道府県レベル、そして基礎自治体レベルの様々な局面でCFを活用したまちづくりの取り組みが試みられはじめている。

次章では、こうしたCFのまちづくりへの活用をめぐる近年の国レベルでの政策動向を概観した上で、2015年に新設された国土交通省（民間都市開発推進機構）所管のCF活用支援制度の内容とその取り組み事例について考察する。

3. クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援制度

(1) クラウドファンディングの普及をめぐる国の政策展開

既述のとおり、わが国においてCFという資金調達手段への認知度を高めるとともにその後のCF市場の活況をもたらす端緒となったのは、2011年の東日本大震災後に、MS社が被災地支援を目的に商品化した「セキュリテ被災地応援ファンド」（投資型ファンド形態）によって10億円以上の資金調達に成功した事例であった。

この成功例を受けて、民間レベルではCF市場への参入事業者が相次ぐなどの動きが活発化することとなったが、政府レベルにおいても被災地への支援に限らず全国の中小企業へのサポートや地域活性化の取り組み支援にこの仕組みが使えるのではないかという機運が高まる⁽¹⁸⁾とともに、CFの活用をめぐって種々の環境整備がはじめられることとなった。

三菱UFJ信託銀行〔2015〕によれば、その主な政策対応と流れについては以下のとおりに示される。まず2011年11月には金融庁が金融審査マニュアルを改定し、投資によって集めた資金も条件を満たせば資本性借入金（=十分な資本的性質が認められる借入金）として扱う方針を打ち出した。次に、2013年には政府の成長戦略である『日本再興戦略2013』のなかで、CFの枠組みについて検討する旨が示された。また同年には、金融庁金融審議会が投資型CFについて利便性や投資家保護を講じる制度設計を促す方針を発表したほか、経済産業省によってベンチャー企業に投資した個人に対する税制優遇措置であるエンジェル税制を使

(17) 大分合同新聞社ウェブサイト <https://www.oita-press.co.jp/1010000000/2017/07/28/JD0055989872> より（2017年8月1日閲覧）。

(18) 中谷雅子、前掲書、68ページ。

いやすくするための整備などが行われた。さらに翌2014年には、投資型CFの利用促進などを目的として金融商品取引法の改正が行われた（施行は2015年）。

このようなCFの活用支援をめぐる政策動向のなかで、特に大きなトピックとなったのが2015年6月に国土交通省（民間都市開発推進機構）を所管とする「クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援制度」が創設されたことである。これは、CFの手法を用いたまちづくりの支援制度であるとともに、その支援スキームにCFの仕組みを取り入れたはじめての国の所管制度である。

ただし、同制度の導入に際しては、その前段階として2015年5月に内閣府のふるさと投資連絡会議によって「『ふるさと投資』の手引き」の策定が行われており、そして、このなかで示されたまちづくりへのCF活用をめぐる国の考え方がこの制度内容を規定するものとなっている。

そうしたことから、以下では、まずこの手引き書の概要を確認し（第2節）、その上で「クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援制度」の枠組みやこれまでの同制度に基づくCFの活用事例について検証する（第3節）。さらには、この制度をめぐる新たな動向として熊本県上天草市での取り組み事例に注目する（第4節）。

（2）ふるさと投資について

「ふるさと投資連絡会議」についてあらためて概要を示すと、内閣官房を事務局とし、地方自治体や地方金融機関、CFの仲介事業者等を構成員として2014年に設立された組織である。また既述のとおり、同会議は地域活性化の取り組みにおけるCF等の活用に関する国的基本的な考え方や方向性などを示したガイドラインとして、2015年5月に「『ふるさと投資』の手引き」を策定している。

まず、この「ふるさと投資」というものについて、同会議は手引き書の冒頭で「地域資源の活用やブランド化など、地方創生等の地域活性化に資する取り組みを支えるさまざまな事業に対するクラウドファンディング等の手法を用いた小口投資であって、地域の地方公共団体等の活動と調和が図られるもの」と定義している。⁽¹⁹⁾

なお、この「クラウドファンディング等」という表現からも看取できるように、ここではCFだけではなく、預金・証券といった窓口顧客に対して募集・販売される既存の小口金融商品の活用促進等に関する考えについても若干は示されている。ただし、同書は近年CFの手法が確立され、都市から地方への新しい資金の流れが実現されるようになったことに大き

(19) 内閣府ふるさと投資連絡会議、前掲書、4ページ。

く着目したものであるため、実際にはCFに関する言及がほぼその全編を占めた内容となっている。したがって、ここでは「『ふるさと投資』イコールまちづくりにおけるCFの活用」という理解の下、この手引き書の内容について概観することとする。

さて、同書ははじめに、同書はCFの手法を活用したまちづくりの取り組みにおいて、資金調達者と資金提供者のそれぞれにもたらされる効果を以下のように提示している。すなわち、プロジェクトを実施する事業者については、CFの活用が新しい資金調達の手段というだけではなく、事業に対する共感を得ることによってファン（顧客）を獲得することが期待できること、一方の個人などの小口投資家については、単に資金運用の手段にとどまらずその事業や当該地域に関心を持つてもらえることが期待できるということである。⁽²⁰⁾

次に、これらを地域レベルでみた場合、ひとつひとつの事業をとおし地方と都市がつながることによって、潜在的に地方に存在する地域資源を掘り起こし、事業が拡大し、雇用が増え、人が呼び込まれ、特色ある地域経済の活性化という好循環が期待できるとした上で、その際には地域に根差し、当該地域を熟知した地方公共団体や地域金融機関との効果的な連携が図られていることが有効であると指摘している。⁽²¹⁾

続けて、この「ふるさと投資」の実施・推進においては、地域・事業の担い手（＝事業者）、地方公共団体、地域金融機関等、仲介事業者、地域内外の個人等（＝資金提供者）が一体となることが必要であるとしている。なかでも地方公共団体と地域金融機関については、地域によってその関わり方に濃淡があることは想定されるものの、少なくとも当該地域で行われる「ふるさと投資」およびその実施プロジェクトを認知し、これを持続的にサポートすることが重要であるという考えが示されるなど、この2者が担う役割への期待感が重ねて強調された内容となっている。⁽²²⁾

以上を踏まえて、同手引き書については、この「ふるさと投資」の手段として用いるCFのモデルとして、「寄付型」、「購入型」、「投資型（ファンド形態）」3類型のみが想定⁽²³⁾された内容となっている（図表2）。その上で、「資料編『ふるさと投資』の事例集」のなかで、この3タイプのCFに関する各地の先進事例などが具体的に紹介されている。

このように、「ふるさと投資」に基づくCFが貸付型（融資型）と投資型（株式形態）を除いた3タイプに絞り込まっていることについては、手引き書およびその他のリリース資料等でも明確な考えが示されていないが、その主な理由としては次の3点が考えられる。

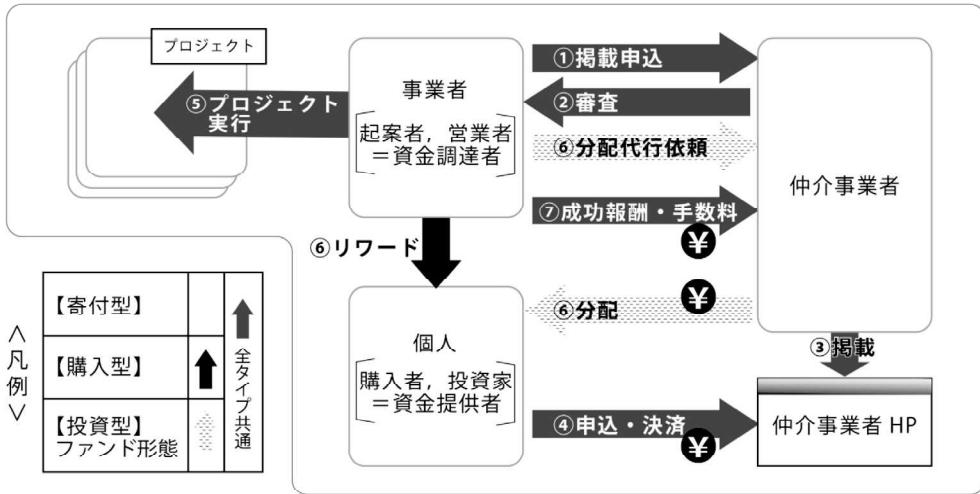
(20) 同上書、4ページ。

(21) 同上書、4ページ。

(22) 同上書、7ページ、および26～37ページ。

(23) 同上書、11～19ページ。

図表2 「ふるさと投資」に基づくクラウドファンディングの仕組み



- ① 資金を調達したい人が仲介事業者にウェブ上の掲載を申請
 ② 仲介事業者が、プロジェクトの共感度の強さやリターンの確実性等を審査
 ③ 審査を通過したプロジェクトをウェブ上で掲載
 ④ 不特定多数の個人がウェブ上で、共感し、リターンやリワードに満足したプロジェクトへの資金提供を申し込み、振込やクレジット決済により資金を提供
 ⑤ 資金調達者は提供された資金を活用して、プロジェクトを実行
 ⑥ プロジェクト実行後に資金提供者に対してリワードを送付や事業の実績に応じた金銭分配
 ⑦ 仲介事業者は、システム利用料や、資金調達額に応じた成功報酬を受け取るのが通例

(出所) 内閣府ふるさと投資連絡協議会「「ふるさと投資」の手引き」(2015年5月)。

第1に寄付型と購入型については、事業者にとって支援者に対する拠出金の返却の必要がないというメリットがあることである。第2に投資型（ファンド形態）については、この市場をほぼ独占しているMS社のモデルに即すならば、リケープの考えに基づきながら十分な投資家保護が行われていることや、分配金だけでなく資金提供者に対するリターンとして、投資家優待の形態で商品やサービス等の供与が行われる例が多く、購入型に近似した側面があることである。そして第3に、貸付型（融資型）のCFについては、行政側からすれば既存の融資支援制度との整合が図りづらいこと、また投資型（株式形態）のCFについては、キャピタルゲイン（株式売却益）を目的とした投機的行為などによるリスクが伴うなど、まちづくりのための資金調達手段として馴染みにくいことである。

さてこのように、「『ふるさと投資』の手引き」は、地域活性化の取り組みにおけるCF活用の有効性を提示しつつ、まちづくりにCFを用いる上での、自治体や地方金融機関、仲介事業者などの各主体に期待される役割などを示し、さらにはそうしたまちづくりのシーンで活用を促すCFの型として「寄付型」「購入型」「投資型（ファンド形態）」の3つを想定した内容である。

ただし、ここではCFの活用スキームにおけるこうした地域主体等の役割や期待のみが示されているわけではなく、一方の政府の役割についても、CFを活用した支援制度を整備し、それによってこうしたまちづくりにおける民間資金の活用の動きをさらに広げていくことが必要であるとする旨が言及されている。⁽²⁴⁾

以上の動きを受けて創設されたのが「クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援制度」である。次節では、CFの手法を用いた同制度の枠組みとその取り組み事例について確認することとする。

（3）制度概要とこれまでの実施事業について

従来、国土交通省所管の民間都市開発推進機構（民都機構）では、「住民参加型まちづくりファンド支援業務」制度を整備し、同制度に基づくまちづくり支援を行っていた。2005年度に創設されたこの制度は、同機構、地方公共団体・公益法人等、および住民・企業等の拠出によって組成した基金（まちづくりファンド）から、公募のあった住民、NPO団体、まちづくり会社等へ助成や出資による支援を行うものであり、その支援実績数（＝組成ファンド数）はこれまでに130を数える。⁽²⁵⁾

そのため、既述のCFの活用拡大をめぐる政策動向を背景として2015年6月に新設された「クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援業務制度」（以下CF活用型ファンド制度）のスキームでは、この従来制度に基づく共同拠出による基金と新たな資金調達手段であるCFの2つを組み合わせた方式が採用されている（図表3）。

この制度が規定する第1の資金調達手段は、民都機構および地方公共団体等の2者の共同拠出によって組成される基金（まちづくりファンド）である。これについては従来制度と同様で、公募のあった事業者に対してこのまちづくりファンドから助成や出資等の財政的支援が行われる流れとなっている。そして第2は、仲介事業者を介した個人等からのCFによる資金調達である。⁽²⁶⁾

このように、この制度については、以上の2つの方式を併用して事業者が資金調達を図るスキームとなっていることが大きな特徴である。

そしてこのCF活用型ファンド制度では、事業者が民都機構からの財政支援を直接受ける

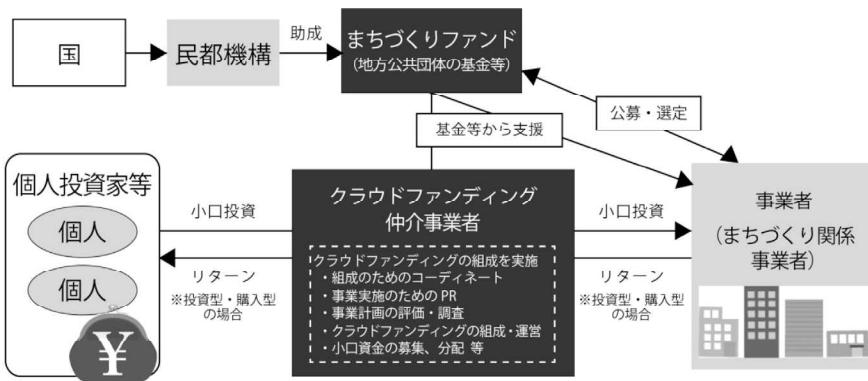
(24) 同上書、49ページ。

(25) 民間都市開発推進機構ウェブサイト http://www.minto.or.jp/archives/results_03a.html より（2017年11月23日閲覧）。

(26) 國土交通省都市局まちづくり推進課「クラウドファンディング手法を活用した官民連携まちづくりの支援施策について」『新都市』第69巻、第4号、37ページ。

図表3 「クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援業務」制度概要

地域の資金を地縁により調達し、景観形成・観光振興等のまちづくりへ誘導するため、住民参加型まちづくりファンドに対して、資金拠出による支援を行う制度



●民都機構からの支援対象となるまちづくりファンドの要件（以下の1・2ともに満たす必要あり）

1. 次に該当するもののうち、地域住民等によるまちづくり事業への助成、または指定まちづくり会社、復興まちづくり会社、もしくは民間事業者への出資を行うもの
 - ①地方公共団体が設置する基金 ②公益法人（公益財団法人または公益社団法人）③公益信託 ④市町村長が指定するNPO等^{*1} ⑤指定まちづくり会社^{*2} ⑥復興まちづくり会社^{*3}
2. 地方公共団体から当該まちづくりファンドに資金拠出が行われていること

●民都機構の拠出金額の限度…次の①～③のうち最も少ない額

- ①原則2,000万円。ただし、まちづくりファンドの規模、助成の対象等を考慮し、必要と認められる場合には最大1億円 ②当該まちづくりファンドに対する地方公共団体の拠出金額 ③当該まちづくりファンド総資産額（民都機構拠出分含む）の1/2

*1 市町村長が指定するNPO：都市再生推進法人、中心市街地整備推進機構、景観整備機構、防災街区整備推進機構等として指定された非営利法人

*2 指定まちづくり会社：都市再生推進法人（都市再生特別措置法に基づき、市町村の指定を受けたもの）で、事業から生じる利益を配当に充てないもの

*3 復興まちづくり会社：特定被災地方公共団体（9県・178市町村）が出資する会社（自治体出資3%以上の株式会社等）で、事業から生じる利益を配当に充てないもの

（出所）国土交通省都市局まちづくり推進課「クラウドファンディング手法を活用した官民連携まちづくりの支援策について」（2015年4月），および民間都市開発推進機構ウェブサイト（<http://www.minto.or.jp/products/fund.html>）。

ことはできず、この制度において同機構からの支援対象となるのは、あくまでも地方公共団体や公益法人等との共同拠出によるまちづくりファンドである。また、同制度は国土交通省の所管制度であるため、事業者が当該ファンドおよびCFによって調達した事業資金の使途については、仲介事業者への初期費用等の一部のソフト事業費用を除き、原則的に景観形成や観光振興などの「まちづくりに資するハード事業」に限定されている。⁽²⁷⁾

さらに同制度においては、まちづくり事業を行う事業者に対して、CFによる資金調達額を事業必要額の2分の1以上とする要件が課されている⁽²⁸⁾点が非常に重要である。

より具体的にいえば、この制度を活用して資金調達を図りたい事業者は、最初に事業必要額の総額の半分の額をCFによって調達する必要があり、このCFによる目標額の調達がで

(27) 同上書、37～38ページ。

(28) 民間都市開発推進機構『クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援業務のご案内』2017年、2ページ。

きた場合に限って、事業必要額の残り半分の額についてまちづくりファンドからの交付を受けることができるという仕組みが採られているのである。すなわち、もしCFによる調達額がその目標額を達成できなかった場合は、事業者はまちづくりファンドから助成金の交付を受けることはできないという規定である。

このように、この制度は事業者自らがCFによって総事業費の半分を調達することがまずありきであり、地域内外の不特定多数のターゲットに対してCFによっていかに当該事業を訴求し共感を喚起するかという点など、事業者の自助努力を促す性格が強いものとなっている。

なお、民都機構からまちづくりファンドへの拠出金額については、①当該ファンドの規模、助成対象等を考慮し最大1億円 ②地方公共団体の当該ファンドへの拠出金額と同じ額 ③当該ファンド総資産額の2分の1のいずれかのうち最も少ない額と定められている。⁽²⁹⁾

さて、このCF活用型ファンド制度に基づきこれまで民都機構から資金拠出が行われたファンド、および当該ファンドからの支援が決定済みの事業者・プロジェクト等について一覧にしたもののが図表4である。

ここで示す3つのファンドは、いずれも同制度が創設された2015年度に民都機構からの採択および資金拠出を受けたものであるが、この制度においては拠出金の申請・採択者は事業者ではなく基金設置主体となるため、基金から支援を受ける個別の事業者の決定、ないしはプロジェクトの着手時期が翌年度以降となっている点に留意されたい。なお、こうした手続きを要するがゆえに、現時点では、なごや歴史まちづくり基金に基づく「四間道町家再生改修工事事業」のCFが未着手となっている（2017年11月23日現在）。

以上の前提を踏まえた上で、CFが成立済みとなった各プロジェクトについてみると、この制度でこれまでに活用されたCFをめぐっては次の2つの傾向があることが確認できる。

第1は、CF活用型ファンド制度に基づき事業者に用いられるCFのタイプについては「購入型」が大多数であるということである。この要因としては、先に触れたように、購入型CFには事業者にとっては資金提供者への資金返却の必要がないという利点があることに加えて、対価を与えない「寄付型」CFよりも商品やサービスなどの供与を行う同タイプについては多くの資金調達者からの支持を得やすいということが挙げられる。

また、ここでCFが実施済みとなっているプロジェクトについては、地域の产品や観光体験などを資金提供者への返礼とするケースがほとんどである。これはCF活用型ファンド制度に基づくプロジェクトがまちづくりに資するものであるため、当該地域に対する新規ファ

(29) 国土交通省都市局まちづくり推進課、前掲書、37ページ。

図表4 「クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援業務」制度に基づく支援決定事業等一覧

※ 2017年11月23日時点

採択案件名・基金設置主体・概要	CFに基づく事業名・当該事業概要	事業者	プラットフォーム およびCFの型	CF目標額・調達額 および募集期間	資金提供者が得る対価
京町屋まちづくりクラウドファンディング活用支援基金 (公財)京都市景観・まちづくりセンター 京都市 ●歴史・文化の象徴である京都市内にある約4,800軒の京町屋の減少を食い止め、復全・再生・活用を推進することにより地域活性化を図る ●支援対象の事業として、京町屋を改修し、ゲストハウスや店舗、グループホーム等の宿泊施設の整備を想定 なごや歴史まちづくり基金 (公財)名古屋まちづくり公社 名古屋市	京都 現代京町屋「藏や」ファンド …町家を1棟貸しの旅館に改修	民間事業者 (地元工務店)	セキュリティ (投資型)	目標額:630万円 調達額:630万円 2016年10月～ 2017年1月	① 分配金 …売上金額に一定比率を乗じた額 (リクーブ前25%、リクーブ後5%) ② 投資家優待 …当該旅館の宿泊券、和文化体験等 *口数に応じて
●歴史的建造物保存活用事業への資金的援助を行うことにより、まちづくり事業者の活用意識を促進することもに、身边に歴史を感じるまちづくりを推進 ●CF類型に問わらず、マッチングファンドにより、CFによる調達額と同額をまちづくり事業者に対して助成予定	旧竹田家はなれ改修工事 …歴史的建造物をライブラリーカフェとして再生	NPO法人	CAMPFIRE (購入型)	目標額:500万円 調達額:500万円 2016年10月～11月	カフェ利用券、ポストカード等 *口数に応じて
●歴史的建造物を再生する事業として、京町屋を改修し、ゲストハウスや店舗、グループホーム等の宿泊施設の整備、伝統的建造物の再生等を想定	旧魚半別邸洋館改修工事 …歴史的建造物を再生し、交流サロンとして活用	NPO法人	READYFOR (購入型)	目標額:125万円 調達額:125万円 2017年7～9月	渡し船への乗船、地元銘菓等 *口数に応じて
未来ファンドおうみ (公財)淡海文化振興財団 滋賀県	四間道町家再生改修工事 …街並み保存地区の長屋を賃貸住宅として再生	民間事業者 (建物所有者)			CF未実施
●県内のNPOの継続的な事業実施に必要な施設(ゲストハウス、シェアオフィス等)を支援対象として、当該施設での多様な市民交流の促進や地域の活性化を図る ●支援対象の事業として、麻校舎等を活用したシェアオフィスや交流拠点施設の整備、伝統的建造物の再生等を想定	地域の安心の拠り所と若者支援の場づくり事業 …加工品製造所、若者層向けスペースの整備	任意団体	READYFOR (購入型)	目標額:120万円 調達額:120万円 2016年12月～ 2017年2月	ランチチケット、近江米等 *口数に応じて
	空き家改修で地域の未来をつくる …移住者向けに空き家を住居として再生	NPO法人	READYFOR (購入型)	目標額:130万円 調達額:140万円 2016年12月～ 2017年2月	近江牛、オリジナルてぬぐい、絵葉書等 *口数に応じて
	ヴォリーズの心が息づく今津郵便局再生事業 …登録文化財の耐震改修	任意団体	MAKUAKE (購入型)	目標額:50万円 調達額:52万円 2017年1～3月	イベントの年間パス、絵葉書等 *口数に応じて

(出所) 国土交通省都市局まちづくり推進課「リノベーションまちづくりファンド」(2017年5月)、および基金設置主体・プラットフォーム各社のウェブサイトを基に筆者作成。

ンの獲得や商品・サービスを認知してもらうためのきっかけづくりとして、購入型CFに基づいたこのような展開が特に有効であると事業者側に判断されているためだろう。

なお、ここで唯一「投資型」(ファンド形態)のCFが行われた「京都現代京町屋『藏や』ファンド」事業において、投資家優待として京都市内の宿泊施設の宿泊チケットなどの提供が行われていることも注目すべき点である。この事業は1口5万4千円で66人の投資家からの資金提供を実現し、目標額の630万円の調達を達成したものであるが、ここで資金提供者に対して分配金によるリターン(リクーブ前25%、リクーブ後5%)が行われていることに加えて、こうした返礼品の供与が行われている⁽³⁰⁾ことは、まさに以上の購入型CFと同様の効果を見込んだ対応と考えられる。

そして第2は、これらのCFが成立した6例のプロジェクトは、いずれもプラットフォーム(Webサイト)上で発信された募集内容について、インパクトや訴求力が大きいものであるということである。

例えば、京都市の町家再生事業のプラットフォームでは、冒頭で事業者の来歴やプロフィール、京文化を継承したいという思いなどが紹介され、その上で事業者がこれまでに再

(30) 「セキュリティ」ウェブサイト <https://www.securite.jp/fund/detail/2609> より (2017年11月23日閲覧)。

生を手掛けた宿泊施設の内観画像など、上質で高級感のある写真が当該事業の参考例として掲げられており、さらには投資家優待としてこれらの施設の宿泊券や京都市内での和文化体験などが提示される構成となっている。⁽³¹⁾ その他、名古屋市の「旧竹田家はなれ改修工事事業」や滋賀県の「地域の安心の拠り所と若者支援の場づくり事業」等の購入型CFの事例をみても、それぞれWebサイト上で随所に工夫を凝らした訴求が行われている。⁽³²⁾

CFの成否を分ける最大のポイントは「共感性」であるという指摘⁽³³⁾がよくみられるが、以上の成功例はまさにその点をつぶさに表したものといえよう。

また、繰り返しになるが、この制度は支援プロジェクトについて事業費の全額の助成を行わず、はじめに事業者に対して資金調達のための自助努力を要請するものである。そして、こうしたスキームの下で、CFを通じた事業の成立事例が現れていることは大いに注目すべき流れであるといえるだろう。すなわち、これらの例については、地域の創意工夫を呼び起こしたという側面もさることながら、国の所管制度の下で不特定多数の支援者の共感を喚起し事業化を実現したという側面において、従来の行政による支援制度や公民連携の取り組み等とは一線を画した、まちづくりの新しい支援モデルとその可能性を提示するものと考えるからである。

（4）熊本県上天草市の取り組み

前節では、主に「クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援業務制度」（CF活用型ファンド制度）の枠組みと同制度に基づきこれまでCFが行われた事例を確認した。

なお、以上の例は、この制度が創設された2015年度に採択を受けた京都市、名古屋市、そして滋賀県の3つの基金と当該基金からの支援が決定した事業に関するものであったが、同制度をめぐっては2ヶ年度目にあたる翌2016年度にも基金の募集が実施されており、その結果「志摩市まちづくりクラウドファンディング活用支援事業」（三重県志摩市）と「上天草市

(31) 同上ウェブサイトより（2017年11月23日閲覧）。

(32) 「CAMPFIRE」ウェブサイト <https://camp-fire.jp/projects/view/12280> および「READY FOR」ウェブサイト <https://readyfor.jp/projects/aitomusubi> より（2017年11月23日閲覧）。

(33) 例えば、福島〔2016〕や古里〔2016〕など。福島哉香「ファンを集めて出資者にする－担保なし、実績なしでも資金調達！」『日経トッピリーダー』2016年、第379号、52ページ。および古里圭史「クラウドファンディングによる地方創生（特集 地域金融機関における地方創生）」『銀行法務21』2016年、第801号、24ページ。なお、大手仲介事業者各社が運営するWebサイト上のプロジェクトの内容やCFの成立状況等を概観する限り、筆者はこのCFの成否を分ける最大のポイントとして指摘される「共感性」については、事業趣旨そのものだけではなく、返礼品が持つ魅力や価格の値打ち感などに対する「共感」という要素を少なからず含むものであると考えている。

「まちづくり事業」（熊本県上天草市）の2つの基金が民都機構からの資金拠出先として採択されている。⁽³⁴⁾ ただし、いずれの採択案件も、基金から支援を行う事業者については現時点では募集中、または調整段階という状況となっている（2017年11月23日時点）。

ここで、この2つの採択案件のそれぞれに共通する傾向としてみて取れるのは、対象自治体が先例地である京都市や名古屋市のような大都市部ではなく地方であること、そして当該自治体の行政人口が志摩市51,600人、上天草市28,100人⁽³⁵⁾といずれも前年度の案件と比較して小規模であることだろう。

このように、このCF活用型ファンド制度の活用をめぐっては小規模地方自治体の新規参加がみられ、2年目に入り新たな局面を迎えるところとなっている。本節ではこうした動きを踏まえ、これまでのCF活用型ファンド制度の採択自治体のなかでも最も人口規模の小さい上天草市における取り組みに焦点をあてその事例検証を行うこととする。

なお、今回、筆者は同市の担当課へのヒアリング⁽³⁶⁾を行った。ここではそこでの聞き取り内容など、同調査から得られた知見を交えながら考察を行っていく。

さて、上天草市は、2004年に熊本県天草郡の旧4町が合併して誕生した天草諸島北部に位置する自治体である。最盛期には4万人以上を数えた行政人口は年々過疎化が進行し、現在は上で示したように3万人を割り込む水準にまで減少している。なお、同市では有明海に大小の島々が浮かぶ豊かな景観を活かした観光業やレジャー産業が主力産業であるほか、野菜や柑橘類栽培などの農業、そして鯛・車エビの養殖などの漁業が盛んである。

このような概要で示される上天草市であるが、同市では、他の多くの地域と同様に財政状況が厳しくなるなかで、高齢者対策や公共施設の維持・更新といったまちづくり関係の予算の確保が近年の懸案となっていた。そうした問題を背景として、市では今般CF活用型ファンド制度による資金拠出を申請することとなったのであるが、同市がこのタイミングで同制度に着目したことには大きく次の2つの要因があった。

第1は、CF活用型ファンド制度が創設される前の2007年度より、上天草市では民都機構の従来制度の下で基金の活用実績があり、そのためこの新設制度の枠組みに関する予備知識があったこと、加えて従来制度に基づくこの基金の残金が底をつくこととなり新たな資金拠出を受ける必要があったことである。

(34) 日刊建設工業新聞ウェブサイト「国交省／クラウドファンド活用のまちづくり3年目／民都機構同じ支援【2017年6月29日1面】」<http://www.decn.co.jp/?p=92430> より（2017年11月1日閲覧）。

(35) 各市ウェブサイトより。[志摩市] <https://city.shima.mie.jp> [上天草市] <http://city.kamiamakusa.kumamoto.jp> (2017年11月1日閲覧)。

(36) 上天草市企画政策課へのヒアリング調査を実施（2016年8月2日訪問）

そして第2は、2015年度に市内の民間団体が購入型CFで資金調達を行い大きな成功を収めたことである。具体的には、同市出身の偉人の顕彰碑建立事業、そして精神疾患者を対象とした島内での農業体験事業という2件のCF事業であった。

これらのCFに基づく事業は、いずれも希少種の地元産野菜である「湯島大根」や「島いも」などの产品、観光体験などを資金提供者への返礼として用い、それによって調達目標額の早期達成を実現したものであった。そして、この2つの成功事例は、資金調達手段としてのCFの有効性を認識させるだけでなく、市が有する地域資源の価値を再確認させたという意味において、行政サイドに与えたインパクトは非常に大きいものであったという。

以上を受けて、上天草市はCFのまちづくりへの活用に向けた検討作業に本格的に取り組み、2016年度にはCF活用型ファンド制度の採択を受けることとなった。そして同年度末には、民都機構から同制度に基づく1,000万円の資金拠出を受け、これに市からの1,400万円の拠出金をあわせて新たに基金を組成した。

続いて、2017年5月より同市ではCFを活用した「上天草市まちづくり事業」の事業募集を開始した。一方、それまで同市では市内のNPO法人や任意団体などを対象に500万円を上限として事業費の助成を行っていたが、このCF活用型ファンド制度の採択を受けたことによって、同年度からは新たに250万円を同基金からの支援上限額とし、その上で事業必要額の半分の額については事業者が自らCFによって調達を図るべしとする方針を打ち出した。

しかしながら、目下この基金への申請については、同市内の任意団体が起案する合併町の旧町歌や廃校になった学校の旧校歌などを収めた書籍の発行事業の1件のみとなっている（2017年11月23日現在）。

なお、CF活用型ファンドは国土交通省系の民都機構の所管制度であり、その資金拠出を受けて組成された基金からの支援対象は、既述のとおり「まちづくりに資するハード事業」に限定される。そして、こうした出版事業はここではハード分野に該当する事業とは見なされない。そのため、上天草市は今回のケースでは同機構からの拠出金を助成金の原資とせず、市の独自財源で2017年度の事業として対応する予定とのことである。

さて、このように、ここではCF活用型ファンド制度をめぐる新たな動きとして、2017年度よりその具体的な取り組みを行っている上天草市の例を検証した。以上は、行政サイドが地元の民間主体によるCFの成功事例に着目し、既存の地域資源の価値を再認識したエピソードなど、各地の自治体がCFの手法を活用したまちづくりを構想する上でも有用な示唆を含んだ内容であるといえるだろう。

だが、その一方で、ここでの考察については、同制度が本来規定するハード分野では基金

の活用申請が行われず、ソフト分野に類する事業のみの申請が行われたことがより注目すべき点であるといえる。すなわち、この事例は、こうした規模の小さい地方自治体においては、ハード事業よりもソフト事業のほうが取り組みやすいこと、そしてCF支援制度の活用をめぐってソフト分野でのニーズがより多いということを示唆するものであると考えられるからである。なお、このことは、上天草市においてそれ以前にCFを活用した農業体験イベントの事業実績があったということからも指摘できる。

この点については、次章にてくわしく言及したい。

4. 結びに

以上、わが国で急速に普及が進むCFについて、市場概況や類型別の仕組みなどを整理し、その上で「クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援業務制度」(CF活用型ファンド制度)に焦点をあて、その導入にいたる国の政策過程や制度のスキーム、そして同制度に基づくこれまでの各地の取り組み状況等について検証を行った。

そして、これらの考察をとおして、本稿ではCFという手法について、事業資金を確保するため民間企業等が用いるケースのみならず、地域がまちづくりの原資の確保を図る上でも非常に有効であることを示した。こうしたまちづくりのシーンでCFを活用する場合に、特に期待される効果としては、国と地方それぞれの財政状況が今後深刻化していくなか、例えば補助金が廃止になった途端に事業が立ち行かなくなるような事態を避けられることや、プロジェクトに対する事業者の責任感を高めることができる点⁽³⁷⁾などが挙げられよう。

また、新設されたCF活用型ファンド制度に関しては、最初に事業者自らがCFで資金調達を行うことを支援の条件とする点が大きな特徴であるが、こうした事業者の自助努力を促す枠組みは従来の国の支援制度にはなかったものであり大いに評価できる内容といえよう。

だが、その一方で、前章の上天草市の事例からも示唆されたように、CF活用支援制度のあり方をめぐっては今後に向けた課題も残されていると考える。それは、規模の小さい地方自治体でのCFの活用促進を図るために、支援対象をソフト分野へ広げる必要があるのではないかということである。

なお、このCF活用型ファンド制度に関する筆者の考えを念のために示しておきたいが、人口減少が全国的に進展し空き家問題等が懸案とされるなかで、同制度が規定する「まちづくりに資するハード事業」のなかでも特に古民家や町屋などの再生事業については、人口規模の多寡によらず、いずれの自治体においても今後重視されるべき施策であると考える。そ

(37) 杉本健、前掲書、7ページ。

れゆえ、この制度の意義について否定するつもりはない。

また、地方ならではの情緒を活かし観光施設などに再生可能なポテンシャルの高い休眠物件が各地に存在することや、そうした物件に着目し、リノベーション事業などの事業計画を描くことのできる人材が地方に少なからずいることも理解する。

しかし、CF活用型ファンド制度に基づく支援事業が早々に決定した京都市等の先行例と比べつつハード事業の申請が行われなかった上天草市の事例をみると、やはりこうした規模の小さい地方自治体ではハード的なまちづくりの取り組みが相対的に活発ではないということが指摘できるだろう。なお、本稿では詳述しなかったが、2016年度に同制度の採択を受けた三重県志摩市では、第1回の募集期限までに当該基金への申請事業がなく、現在その再募集が行われているところである。⁽³⁸⁾

そして、上天草市でハード事業ではなく出版事業による基金の活用申請が行われたことをみても、また一般論としても、特に小規模自治体ではソフト事業が取り組みやすいものであるということは明らかである。されば、CFによる域外からの資金流入が都市部に偏重することを解消するという観点からも、今後のCF支援制度のあり方をめぐっては、地方や小規模自治体での活用を強く意識しつつ、ソフト面での整備・拡充を行う必要があると考える。

加えて、こうしたCF活用支援制度によるソフト支援については、地域商業の活性化という側面からも有効性が期待できるものであるということはいうまでもない。Webを通じた商品・サービス等の購入やCFで参加者を募ったイベントの実施などによって、地域に財の流入や交流人口の増加といった効果がもたらされる。さらには、こうしたCFに基づく事業活動が起爆剤となって地域内で創意工夫を凝らした事業モデルが創出されるなど、地域経済レベルでみても少なからず好影響が期待される。

わが国においてCFのさらなる普及が見込まれるなかで、このような観点からも以上の政策対応に今後期待したい。

(38) 「志摩市まちづくりクラウドファンディング活用支援補助事業」ウェブサイト https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/seisakusuishin/sogoseisakuka/chihousousei/oshirase_chihousousei/1497830925602.html より。当初2017年7月3日～31日の期間で事業者の募集が行われていたが、申請者がなく8月以降再募集が行われている（2017年11月23日閲覧）。

[参考文献]

- 金融審議会（2013）『新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告』。
- 金融庁（2014）『金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）に係る説明資料』。
- 国土交通省都市局まちづくり推進課（2015）『まちづくりにおけるクラウドファンディングについて』。
- 国土交通省都市局まちづくり推進課（2017）『リノベーションまちづくりファンド』。
- 坂下晃・成澤寛・海宝賢一郎（2014）「クラウドファンディングによる資金調達の事例研究（ミュージックセキュリティーズ、岡山県西粟倉村、maneo、SBIソーシャルレンディング、AQUSH）」『岡山商大論叢』第49巻、第3号、2014年3月。
- 清水義次（2014）『リノベーションまちづくり』学芸出版社。
- 竹本拓治（2015）『地方創生におけるクラウドファンディングの役割と可能性－福井県の事例と今後』『福井大学大学院工学研究科研究報告』第63巻、2015年3月。
- 第二種金融商品取引業協会（2015）『ファンド投資型クラウドファンディング規制について』。
- 都市計画協会（2015）『新都市（特集「クラウドファンディングを活用した官民連携まちづくり」）』第69巻、第4号、2015年4月1日。
- 内閣府ふるさと投資連絡会議（2015）『『ふるさと投資』の手引き』。
- 中谷雅子（2017）『まちづくりのためのクラウドファンディングの分類論（抄）』『創造都市研究e』第12巻、第1号、大阪市立大学大学院創造都市研究科電子ジャーナル。
- 日本地域開発センター（2015）『地域開発』第608号、2015年6月。
- 野呂拓生（2016）『地域発の事業創出とクラウドファンディング』『青森公立大学論纂』第1巻、第2号、2016年3月。
- 速水智子（2014）『ソーシャルビジネスにおけるクラウドファンディング－一般社団法人MAKOTOの事例から』『中京企業研究』第36号、2014年2月。
- 福島哉香（2016）『ファンを集めて出資者にする－担保なし、実績なしでも資金調達！』『日経トッピラー』第379号、2016年4月、日経BP社。
- 古里圭史（2016）『クラウドファンディングによる地方創生（特集 地域金融機関における地方創生）』『銀行法務21』第801号、2016年6月、経済法令研究会。
- 保田隆明（2014）『地方自治体のふるさと納税を通じたクラウドファンディングの成功要因－北海道東川町のケース分析』『商学討究』第64巻、第4号、2014年3月、小樽商科大学。
- 三菱UFJ信託銀行（2015）『クラウドファンディングとその特性』2015年9月。
- 民間都市開発推進機構（2017）『クラウドファンディング活用型まちづくりファンド支援業務のご案内』。
- 矢野経済研究所（2016）『国内クラウドファンディング市場の調査を実施〔2016年〕－国内クラウドファンディングの市場規模は拡大基調（プレスリリース）』2016年8月。
- 山本純子（2014）『入門クラウドファンディング』日本実業出版社。

Possibilities and Issues of Crowdfunding for Town Management

– Focus on a new Support System of Organization for Promoting Urban Development –

Sunao Hatakeyama

In recent years, the use of Crowdfunding, which is a method of financing from individuals and companies via the Internet, is rapidly expanding in Japan. Under these circumstances, a system for supporting Town Management in the country that utilized the system of Crowdfunding was established in 2015. In future, the financial situation of each of the national and local governments becomes strict in Japan. As a response to such a situation, this was introduced under the purpose of utilizing private funds procured by Crowdfunding, for Town Management.

It is worthwhile to have a new system for securing funds for Town Management, such as procurement of small funds through Crowdfunding. Then, the encouragement of inflow of funds from various places by a Crowdfunding system is very effective in terms of regional commerce and regional economy.

Based on the above idea, I focused on this system, and verified its contents and cases in this research. In addition, I suggested the need for further expansion and other ways to support regions utilizing Crowdfunding.